

角田市除染実施計画（新旧対照表）

下線部分は変更部分

u003c/divu003e

変 更 後 (案) <第4版>	変 更 前 <第3版>
<p>1. <u>除染等の措置等の実施方針</u> (1) <u>除染の目標</u> ※本文省略 (2) <u>除染の計画期間</u> <u>除染の計画期間は、平成24年4月1日から平成28年3月末日までとします。</u></p> <p>3. <u>除染等の措置等を実施する対象及び実施者（削除）</u> <u>除染等の措置等は、除染実施計画の対象となる区域内的の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。</u> ※表3及び表3以降本文省略</p> <p>4. <u>除染等の措置の実施</u> ※本文及び表4省略</p> <p>5. <u>除染等の措置のスケジュール</u> ※本文及び表5省略</p> <p>6. <u>除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項</u> 除染を進める上での最大の課題が、除染に伴って発生する除去土壌の処理です。特措法では廃棄物の汚染状態による処理基準が定められており、除去土壌等については特措法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理することになります。最終処分までの暫定措置として、除去土壌等の仮置場を設置する必要があります。除染を早期に推進するため、市内の膨大な除去土壌等を保管するための仮置場の設置について、市民の理解を求めながら早急に検討し</p>	<p>1. 除染等の実施方針 (1) 目標 ※本文省略 (2) <u>計画の期間</u> <u>本計画の計画期間は、平成24年4月1日から平成28年3月末日までとします。</u></p> <p>3. 除染_____の実施者及び実施区域 <u>市、県及び国は、それぞれ以下の区域等における除染等の措置を実施します。</u> ※表3及び表3以降本文省略</p> <p>4. 除染等の実施 ※本文及び表4省略</p> <p>5. 除染のスケジュール ※本文及び表5省略</p> <p>6. 除去土壌等の<u>処理</u> 除染を進める上での最大の課題が、除染に伴って発生する土壌の処理です。特措法では廃棄物の汚染状態による処理基準が定められており、除去土壌等については特措法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理することになります。最終処分までの暫定措置として、除去土壌等の仮置場を設置する必要があります。除染を早期に推進するため、市内の膨大な除去土壌等を保管するための仮置場の設置について、市民の理解を求めながら早急に検討してい</p>

ていくこととします。仮置場は、最終処分場へ移管するための仮置きという位置づけであります。保管の長期化に備え、市民生活へ及ぼす影響のない場所や保管方法を検討します。

また、除染に伴って発生する草木、ごみ等は、特措法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い処分することとします。

(1) 除去土壌等の保管

市が除染に伴って生ずる土壌等については、市が設置する仮置場に運搬・保管します。仮置場での保管に当たっては、施設の敷地境界の外での放射線量が周辺環境と概ね同程度となるよう保管します。同様に、除染実施場所での現場保管についても施設の敷地境界の外での放射線量が周辺環境と概ね同程度となるよう保管します。

市が設置する保管場所については、安全性を確保するために基本的な構造は放射線物質汚染対処特措法に基づく各基準及び国が示した「除染関係ガイドライン」等を基本とします。

ア. 仮置場について

仮置場は、周辺に人家が少なく水系など住環境に影響の及ばない場所が望まれるため、市有地等への設置を検討していきます。基本的には、市内の除去土壌等をその仮置場に集積、保管します。

イ. 除染実施場所での現場保管

仮置場の早期設置が望まれる中、仮置場の設置には、その場所の決定、市民の了解、工事など、一定程度の時間を要することが想定されます。そのため、除去土壌等は当面、除染実施場所等に現場保管することを基本とします。

一時的な保管であるものの、保管期間における安全性には十分に配慮します。遮水シートを設置場所に敷く、保管物の上から遮蔽の

くこととします。仮置場は、最終処分場へ移管するための仮置きという位置づけであります。保管の長期化に備え、市民生活へ及ぼす影響のない場所や保管方法を検討します。

また、除染に伴って発生する草木、ごみ等は、特措法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い処分することとします。

(1) 除去土壌等の処理方針

市が除染に伴って生ずる土壌等については市が設置する仮置場に運搬・保管します。仮置場での保管に当たっては、施設の敷地境界の外での放射線量が周辺環境と概ね同程度となるよう保管します。同様に、除染実施場所での現場保管についても施設の敷地境界の外での放射線量が周辺環境と概ね同程度となるよう保管します。

市が設置する保管場所については、安全性を確保するために基本的な構造は「除染関係ガイドライン」を基本とします。

(2) 仮置場について

仮置場は、周辺に人家が少なく水系など住環境に影響の及ばない場所が望まれるため、市有地等への設置を検討していきます。基本的には、市内の除去土壌等をその仮置場に集積、保管します。

(3) 除染実施場所での現場保管

仮置場の早期設置が望まれる中、仮置場の設置には、その場所の決定、市民の了解、工事など、一定程度の時間を要することが想定されます。そのため、除去土壌等は当面、除染実施場所等に現場保管することを基本とします。

一時的な保管であるものの、保管期間における安全性には十分に配慮します。遮水シートを設置場所に敷く、保管物の上から遮蔽の

<p>ための覆土や遮水シートによる雨水等の侵入防止策を行うなど安全性に配慮した対策を行います。</p> <p>さらに、保管場所周辺のモニタリングを継続して行い、モニタリング結果を公表します。</p> <p>ウ. 除去土壌等に関する記録の保存</p> <p>除去土壌等の(削除)種類、分量、収集地点、放射線量、収集日時、運搬日時、運搬の流れ等を記録するものとします。除去土壌等を収集した袋には、上記情報を記入するとともに帳簿上でも記録を行い、記録を保管します。</p> <p>(2) 除去土壌等の処分</p> <p>除染に伴って発生した除去土壌等の処分については、特措法に基づく各基準及び「除染関係ガイドライン」、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」等に沿って処分します。</p>	<p>ための覆土や遮水シートによる雨水等の侵入防止策を行うなど安全性に配慮した対策を行います。</p> <p>さらに、保管場所周辺のモニタリングを継続して行い、モニタリング結果を公表します。</p> <p>(4) 除去土壌等に関する記録の保存</p> <p>除去土壌等の処理の流れを把握できるように、それらの種類、分量、収集地点、放射線量、収集日時、運搬日時、運搬の流れ等を記録するものとします。除去土壌等を収集した袋には、上記情報を記入するとともに帳簿上でも記録を行い、記録を保管します。</p>
---	---

変更理由

変更箇所	変更理由
3. 除染等の措置等を実施する対象及び実施	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物資による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第 58 条の 3 に基づき、除去土壌等の処分を実施する上で、除染等の措置等を実施する実施者及び対象を明確に位置づけるため。
6. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	同特別措置法施行規則に第 58 条の 3 が追加されたことから、除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分について、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」を記載すると共に「処分基準」を追記し、明文化するため。